

議案第19号

芽室町教育活動指導助手設置条例中一部改正の件

芽室町教育活動指導助手設置条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成20年3月3日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町教育活動指導助手設置条例の一部を改正する条例

芽室町教育活動指導助手設置条例（平成12年芽室町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第5条中「、4人」を「、5人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

説 明

教育活動指導助手の主な職務を特別支援教育における指導の補助に改め、また、定数を4人から5人に改めようとするものであります。

芽室町教育活動指導助手設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職務)</p> <p>第4条 指導助手は、学校長の指導監督のもとに、次に掲げる職務を行う。</p> <p><u>(1) 特別支援教育における指導の補助</u></p> <p><u>(2) その他学校長の指示する事項</u></p> <p>(定数)</p> <p>第5条 指導助手の定数は、<u>5人</u>とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第4条 指導助手は、学校長の指導監督のもとに、次に掲げる職務を行う。</p> <p><u>(1) 小学校低学年の教科指導及び生活指導の補助</u></p> <p><u>(2) 特別支援教育における指導の補助</u></p> <p><u>(3) その他学校長の指示する事項</u></p> <p>(定数)</p> <p>第5条 指導助手の定数は、<u>4人</u>とする。</p>